

特別医療法人について

しない場合は、必要に応じ、法第六十四条第一項及び第二項、法第六十四条の二並びに法第六十六条の規定を適用することができるものであること。

第四 その他

- 1 特別医療法人の定款例及び寄附行為例について特別医療法人の定款例及び寄附行為例を別紙のとおり定めることとしたこと。
- 2 税務当局への届出について

特別医療法人の設立又は特別医療法人とするための定款等の変更がなされたときは、当該特別医療法人は、設立の日又は定款等の変更がなされた日以後二月以内に、都道府県知事（厚生大臣）の設立認可書又は定款変更等認可書に定款等の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとすること。

3 特別医療法人に対する財産の提供について

特別医療法人の設立又は特別医療法人とするための定款等の変更に伴い、特別医療法人に対して財産の贈与又は遺贈があった場合に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十条第一項後段の規定に基づく国税庁長官の承認を受けようとする者は、当該贈与又は遺贈があった日から三か月以内に、納税地の所轄税務署を経由して承認申請書等を提出する必要があること。

この場合において、特別医療法人の設立の場合にあっては、特別医療法人を設立するため設けられた設立準備委員会又は発起人会において、法人の設立登記の日をもって贈与又は遺贈の効力が生ずるものとして財産の贈与又は遺贈を受け入れる旨の決議が行われた当該財産の贈与又は遺贈に

ついて、特別医療法人とするための定款等の変更の場合にあっては、当該法人の理事会等権限ある機関において、定款等の変更認可がなされた日をもって贈与又は遺贈の効力が生ずるものとして財産の贈与又は遺贈を受け入れる旨の決議が行われた当該財産の贈与又は遺贈について、国税庁長官の承認を受けるものとすること。

別添 1～4 略

〔別 紙〕

第一章 特別医療法人の定款例――1

医療法人○○会定款

第一条 本社団は、医療法人○○会と称する。

第二条 本社団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。

第三章 目的及び事業

第三条 本社団は、病院及び診療所（並びに老人保健施設）を経営し、科学的かつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。

第四条 本社団の開設する病院及び診療所（並びに老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (一) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）
- (二) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）
- (三) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）

第五条 本社団は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに老人保健施設）を経営するほか、医療法第四十二条第一項の規定により、次の業務を行う。

- (1) 理事 六名以上○名以内
うち理事長一名

(一) ○○看護婦養成所の設置・經營
(二) ○○訪問看護ステーションの設置・經營
第六条 本社団は、第四条及び前条に掲げる業務のか、医療法第四十二条第一項の規定により、次の収益業務を行う。

- (一) ○○病院前駐車場の經營
(二) ○○特別養護老人ホームへの給食の提供

第三章 社員

第七条 本社団の社員中、親族等の数は、社員総数の三分の一以下としなければならない。

第八条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

第九条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

一 除 名

二 死 亡

三 退 社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第十条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第十一條 社員は、本社団の資産の分与を請求することができない。

2 前項の規定は、社員が資格を失つた後も同様とする。

第四章 役員

第十二条 本社団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名以上○名以内

常務理事○名
（2）監事 二名以上

- 2 理事及び監事は、社員総会において本社団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
- 第十三条 理事長及び常務理事は、理事の互選によつて定める。
- 2 本社団の開設する病院及び診療所（並びに老人保健施設）の管理者は、必ず、理事に加えなければならぬ。ただし、○○県知事（厚生大臣）の認可を受けた場合はこの限りではない。
- 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。
- 4 本社団の役員を選任するにあたつては、理事は六名を、監事は二名をそれぞれ下ることがあってはならない。
- 5 理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の三分の一を超えて含まれてはならない。
- 6 監事には、この法人の理事（これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 第十四条 理事長のみが本社団を代表する。
- 2 理事長は本社団の業務を総理する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。
- 4 理事は、民法第五十九条に規定する職務を行う。
- 第十五条 役員の任期は二年とする。ただし、再任を

妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残り期間とする。

- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行ふものとする。

- 第十五条の二 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

第五章 評議員

- 第十六条 本社団に評議員一二名以上〇〇名以内を置く。

- 第十七条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

- 2 評議員を選任するにあたつては、評議員現在数が理事現在数の一倍の数を下ることがあってはならない。

- 3 評議員のうちには、役員のいずれか一人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の三分の一を超えて含まれてはならない。

- 4 評議員は理事又は監事を兼ねることができない。

- 5 評議員には第十五条の二の規定を準用する。この場合において、その規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 第十八条 評議員の任期は二年とし、新任又は補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。
- 第十九条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第六章 会議

- 第二十条 本社団の会議は、社員総会及び理事会並びに評議員会とし、社員総会及び評議員会は、それぞれ定期会議と臨時会議に分ける。

- 第二十一条 定時会議は、毎年二回、三月及び五月に開催し、臨時会議及び理事会は隨時必要なときに開催する。

- 第二十二条 会議は、理事長がこれを招集する。
- 2 その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の三分の一以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

- 3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもつてあり、評議員会の議長は、評議員の互選によつて定めなければならない。
- 2 評議員現任数の三分の一以上の者が、理事会は、なければその議事を開き、議決することができない。

- 3 評議員現任数の三分の一以上の者が、理事会は、前項の場合において、あらかじめ書面をもつて、欠席の理由及びその会議に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 第二十四条 次の表の上欄に掲げる事項は、それぞれ下欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定
3 前年度の事業報告及び決算の決定	4 前年度剩余金又は損失金の処理
五年	毎年 五月

